

◎新潟県告示第407号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり変更した。

平成29年3月31日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 変更した指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 変更の年月日
平成29年3月9日
- 3 変更した指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
○変更前（平成26年11月28日指定） 十日町市字江ノ尻乙49番3の内、 乙49番4、乙49番5の内、乙49番 6の内、乙50番4の内	6.00	9.57
○変更後 十日町市字江ノ尻乙49番3の内、 乙49番4、乙49番5の内、乙49番 6の内、乙49番7の内、乙50番4 の内	6.05	9.57